

大切な
お知らせ

ごみ処理費用の

有料化 について

ごみを減量するために

一般廃棄物(ごみ)処理費用の有料化の導入に向けて
「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画(案)」を作りました。

計画策定にあたり、皆様の
ご意見をお聞かせください

・パブリックコメントの実施

市内在住の方を対象とし、令和3年11月1日(月)～令和3年11月30日(火)の間に、
①住所②氏名③件名「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画(案)について」
④ご意見を記入したものを郵送、FAX、メールでご提出いただくか直接環境課へお持ち
ください。(様式は自由です。)

計画(案)は市役所・支所・市民サービスセンター・市ホームページでご覧いただけます。

・説明会の開催

ごみの減量と処理費用有料化に関する説明会を開催します。

広報せと10月15日号もしくは市ホームページで日程をご確認いた
だき、お住まいの連区でご参加をお願いします。

くわしくは、市ホームページ「お役立ち情報」→「家庭ごみの出し方」→
「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化の導入に向けて」をご覧ください。



どうしてごみを減らさないといけないの？

市内で排出されたごみは晴丘センターで焼却されます。ごみを燃やすと二酸化炭素などが発生し、地球温暖化を進めてしまい、環境や生態系に負担をかける恐れがあります。また、燃えた後の灰は最終処分場に埋め立てられていますが、埋め立てられる量には限りがあります。ごみが埋め立てられなくなり、まちがごみで溢れかえることがないようにするためにも、ごみの減量が必要です。

ごみ減量は私たちにもできる環境保全のひとつであり、一人ひとりが毎日の生活の中で3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを進めていくことが重要です。

なぜ有料化が必要なの？

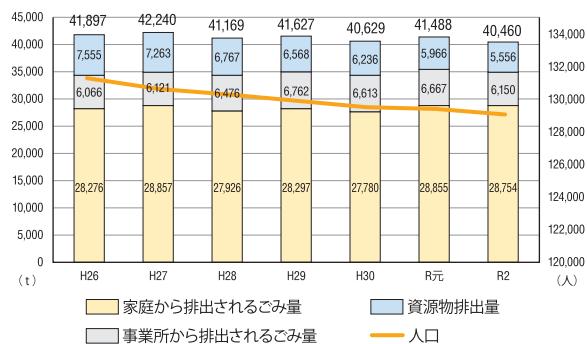
本市では、「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、更なるごみ減量や3Rの推進に向けてミックスペーパーの分別徹底や食品ロスの削減、令和元年にはごみ減量に関する市民説明会など様々な施策に取り組んできました。

しかし・・・

- ▶ 総ごみ・資源物排出量は平成26年度以降ほぼ横ばい
- ▶ 特に、家庭系ごみ排出量（資源物除く）は人口の減少にも関わらず増加傾向

そこで、

確実にごみ減量を見込むことができる有料化の導入に向けて検討を開始しました。



有料化とは？

※現在の指定袋は袋の原価と流通コストのみの販売価格のため、有料化には該当しておりません。

ごみを出す人が処理費用の一部を負担することで、経済的な動機づけを活用し、ごみ減量を促進することを期待する仕組みです。

全国の約6割、県内では約5割の市町村で実施しており、ごみの減量と資源化に効果があることが確認されています。

〈有料化の効果と目的〉

- ①排出抑制や再生利用の推進（ごみを出さないようにし、リサイクルに取り組む）
- ②公平性の確保（ごみを出す量に応じた負担）
- ③住民や事業者の意識改革（ごみを減らそうとするきっかけ）
- ④将来負担の軽減（最終処分場を長く使える。地球にも優しい）

有料化で私たちの生活はどうなるの?

今、瀬戸市が考えている内容であり、決定されたものではありません。

■有料化の制度内容（案）

実施時期	令和5年(2023年)9月1日
新たに有料化の対象とするごみ	燃えるごみ、燃えないごみ
手数料の徴収・納入方法	市指定ごみ袋に手数料を課金する「指定ごみ袋制」 指定ごみ袋をご購入いただくことで手数料が市に納入されるもの
手数料の設定	•燃えるごみ (大)45リットル:50円/枚 販売価格(10枚入/袋)500円 (小)30リットル:30円/枚 販売価格(10枚入/袋)300円 (特小)20リットル:20円/枚 販売価格(10枚入/袋)200円 •燃えないごみ (大)40リットル:40円/枚 販売価格(10枚入/袋)400円 (小)20リットル:20円/枚 販売価格(10枚入/袋)200円
新しい指定ごみ袋	仕様について検討中(令和5年7月から販売予定)
有料化の対象から除外するごみ	地域清掃ごみ
手数料収入の使途	ごみ袋の製造・流通、ごみの収集運搬・処理、ごみ減量化・資源化施策の費用等。 障がい者、高齢者そして子どもへの支援施策の実施に活用。
現在の指定ごみ袋の取り扱い	有料化実施後は燃えるごみ、燃えないごみの袋としては使用できません。
有料化に併せて実施する施策	•資源物回収品目の拡大 ▶「プラスチック製容器包装」の分別収集。資源化の推進を図るため、その他の品目についても見直し •資源物等の受入れ体制の拡充 ▶公共施設や民間の資源回収ステーション等の活用促進 •ごみ分別辞書の拡充 ▶ごみの分別区分を理解しやすくするため、ごみ分別辞書を配布

■有料化の導入にあたり

制度の公平性を保つためにも、有料化実施後は、新しい市指定ごみ袋を使用していただく予定です。

現在の市指定ごみ袋を買いためしないよう、ご協力をお願いします。

有料化に関する Q&A

**Q. 有料化しないとごみが減らないの?
他の方法もあるのでは?**

A. 本市では、これまで資源化できるミックステーパーの分別徹底や食品ロスの削減など、ごみ減量や資源化の推進に向けて取り組んでまいりましたが、いまだに燃えるごみ、燃えないごみの中に資源物が含まれております。資源分別の徹底を推進し、ごみ減量につなげるための施策として、有料化の検討に至りました。

Q. 有料化の導入については、どうやって決めたの?

A. 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画で「家庭系ごみの適正負担（有料化）の検討」をごみ減量の施策として位置付けております。瀬戸市環境衛生審議会において、「一般廃棄物処理費用にかかる適正負担について」平成31年2月より慎重な審議を重ね、令和3年3月に有料化の推進を早期に図る旨の答申を受けました。

**Q. 今も袋を買っている。
有料化とは違うの?**

A. 現在の指定袋は、袋の原価と流通のコストのみの価格となっており、処理費用を課金していないため有料化ではありません。

Q. 有料化すると不法投棄が増えそうで心配です。

A. パトロールの実施や監視カメラの設置等の強化、警察や地域と連携を図りながら監視・指導を強化していきます。

**Q. 手数料は、どうやって決めたの?
一気に上げるのではなく段階的に上げられないの?**

A. すでに有料化を導入している市町村を参考に、継続してごみの減量効果が得られる金額に設定しており、段階的な引き上げは考えていません。

**Q. 有料化は、市がお金を取りたいだけ
でしょ?**

A. 有料化の目的は、市の財源をまかぬものではなく、ごみ減量と資源化を推進するためのものです。ごみが減り、処理費用を減らすことができれば、今までごみ処理に使っていたお金で障がい者、高齢者そして子どもへの支援施策の実施に活用することができます。



お問い合わせ先

**瀬戸市役所市民生活部環境課
ごみ減量係**

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1
電話：0561-88-2674
FAX：0561-88-2664
メール：gomigen@city.seto.lg.jp